

令和4年9月定例会提出案件 補足資料

議第76号 和解について

消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する損害賠償金等の請求の訴えを和解することについて、議会の議決を求めるもの。

1. 背景・経過

- 綾部市が、平成24年度及び平成25年度に消防救急デジタル無線整備事業にかかる工事請負契約を富士通ゼネラルと締結
 - ・平成24年8月20日 1次整備（主運用波、統制波の整備）を同社と締結
契約額 1億6,800万円（税込・落札率93.35%）
 - ・平成25年4月22日 2次整備（活動波1・2の整備）を同社と締結
契約額 1億3,125万円（税込・落札率83.89%）
- 平成29年2月2日に公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令
 - ・違反内容 下記5社は共同して平成21年12月21日から平成26年4月9日まで消防救急デジタル無線の納入において、納入メーカーの決定等を合意していた行為は不当な取引制限に当たり、独占禁止法第3条に違反（富士通ゼネラル、日本電気、沖電気工業、日本無線、日立国際電気）
- 令和元年12月18日に共同不法行為があったことから上記5社に対する訴えの提起を上程
 - ・訴えの内容 5社に対し、独禁法第25条に基づき約250万円の支払いを求める。
富士通ゼネラルに違約金5,985万円の支払いを求める。
- 令和2年1月26日東京地方裁判所に受理。同年8月23日に第1回期日が行われ、これまで13回の期日が行われた。
 - ・被告らは「談合は行っていない。損害は発生していない」などと、訴えの却下または棄却を求めた。
- 令和4年6月28日の和解勧告に応じるための手続きとして今回議会の議決を求める。
 - ・10月5日の期日で最終合意

2. 和解の内容

- 富士通ゼネラルは、本和解成立時に600万円を支払う。
- 富士通ゼネラルは、排除措置命令が確定すれば、2,900万円を支払う。
- 綾部市は、その余の被告（4社）らに対する請求を放棄する。

【理由等】

- 独占禁止法に基づく請求は、富士通ゼネラルが取消訴訟を起こしており、排除措置命令は確定していないことから、不適法である。しかしながら、富士通ゼネラルに責任がないとは言えない。
- 契約に基づく請求について、2次整備は、随意契約であること、課徴金納付命令書において、本契約が別表に記載されていないことから請求は難しい。

【問い合わせ】 警防課 課長 岸本新吾 ☎0773(42)0119